

諮問日：令和4年12月7日（令和4年度（情）諮問第23号）

答申日：令和5年6月23日（令和5年度（情）答申第2号）

件名：大阪家庭裁判所における特定の遺言執行者選任申立事件の遺言執行者の選任に関し、弁護士会及び所属弁護士に依頼等した文書の不開示判断（不存）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

特定の事件A及びBにおける遺言執行者の選任に関し、大阪家庭裁判所、裁判官、書記官から、大阪弁護士会及び所属弁護士に依頼等した文書、記録、メモ等のすべて、特に上記事件と関連する事件の情報につき、上記事件の審判前又は審判後に大阪弁護士会及び所属弁護士に閲覧又は写しを提供した内容を証する文書、記録、メモ等のすべて（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、大阪家庭裁判所長が、本件開示申出文書を作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、大阪家庭裁判所長が令和4年10月14日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

苦情申出人が上記事件記録を閲覧したところ、特定年月日の家事事件記録等閲覧・謄写票2件に大阪弁護士会所属弁護士の名前が記載されているにもかかわらず、当該文書が開示されていない。推薦依頼も出しているはずなのに、当該文書が開示されておらず、その添付書類も開示されていない。それ以外にも

文書の探索が充分ではない。保管に怠りがあるか、組織的な隠ぺいが行われている可能性がある。

裁判所が弁護士会を通じ不適切な情報提供をし、不公平な遺言の手続を進めるために加担したとみなすのが相当である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 司法行政文書開示手続の対象となる司法行政文書は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書等であり、裁判事務に関する文書はその対象外であるところ、遺言執行者の選任の手続は、裁判手続において全ての手続処理が完結するものであることから、特定の遺言執行者選任申立事件における遺言執行者の選任に関し、司法行政部門において、弁護士会及び所属弁護士に依頼等することはない。また、上記と同様の理由から、特定の遺言執行者選任申立事件における遺言執行者の選任に関し、同事件と関連する事件の情報につき、事件の審判前又は審判後であるかを問わず、司法行政部門において弁護士会及び所属弁護士に閲覧又は写しを提供することはない。実際に、大阪家庭裁判所において本件開示申出文書を探索したが、該当する文書は存在しなかった。
- 2 苦情申出人は、閲覧した事件記録に遺言執行者の選任に関する依頼文書や事件記録閲覧に係る文書等が存在していたこと及び弁護士が作成した文書の存在を根拠に、対象文書が存在することを主張するものと解されるが、苦情申出人が根拠として挙げる文書は、いずれも裁判事務に関する文書又は裁判手続に関連して弁護士が作成した文書と考えられることから、同文書の存在をもって司法行政部門で本件開示申出文書を作成又は取得していることの裏付けにはならない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年12月7日 諮問の受理

- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月 8 日 苦情申出人から意見書（同月 6 日付け）を收受
- ④ 同月 27 日 苦情申出人から意見書（同月 24 日付け）を收受
- ⑤ 令和 5 年 1 月 30 日 苦情申出人から意見書（同月 25 日付け）を收受
- ⑥ 同年 2 月 3 日 苦情申出人から意見書（同年 1 月 30 日付け）を
收受
- ⑦ 同年 2 月 27 日 苦情申出人から意見書（同月 19 日付け）を收受
- ⑧ 同年 5 月 19 日 審議
- ⑨ 同年 6 月 16 日 審議

第 6 委員会の判断の理由

- 1 取扱要綱によれば、司法行政文書の開示手続の対象となる司法行政文書は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務（裁判所法第 6 編参照）に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものとされているのであり、司法行政文書には、裁判事務（同法第 5 編参照）に関する文書に該当するものは含まれない。

そこで、本件開示申出文書について検討すると、遺言執行者の選任の手続が、裁判手続として完結するものであること、したがって、遺言執行者の選任に関し、司法行政部門において、弁護士会及び所属弁護士に対して、依頼等をしたたり、又は同事件と関連する事件の情報につき閲覧をさせ若しくは写しを提供することはしないことに照らせば、苦情申出人が開示を求める文書は、特定の遺言執行者選任申立事件における遺言執行者の選任に関して作成し、又は取得した文書であって、裁判事務に関する文書に当たり、司法行政文書には該当しないと解される。このことを踏まえれば、本件開示の申出を受けて、大阪家庭裁判所において本件開示申出文書を探索したが、該当する司法行政文書は存在しなかったとする最高裁判所事務総長の上記説明も不合理とはいえない。

- 2 苦情申出人は、特定の事件記録の一部とうかがわれる複数の文書を例示し、これらの文書を根拠として対象文書が存在するものと主張するが、これらの文書は、いずれも裁判事務に関する文書又は裁判手続に関連して弁護士が作成した文書と考えられ、同文書の存在をもって司法行政部門で本件開示申出文書を作成又は取得していることの裏付けにはならないから、上記主張は、上記1の判断を左右するものではない。
- 3 以上のとおり、原判断については、大阪家庭裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子